

# 機 械 警 備 業 務 実 施 要 領

## 第1条 目的

甲の所有又は管理にかかわる警備対象内の財産の保護に任じ、甲の業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

## 第2条 警備場所

宮崎県水産試験場内水面支場庁舎

## 第3条 警備方法

乙は、警備場所に警報装置を設置し、委託業務の時間中、警報装置により感知される異常の有無を管制センターにおいて自動的に表示する機械警備を行い、また当該警報装置の正常作動を管制センターにおいて、確認することのできるセキュリティシステムを装置するものとする。

## 第4条 委託業務の時間

委託業務の時間は、毎日午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「県の休日」という。)にあつては、午前8時30分から当該日の翌日午前8時30分までとする。

## 第5条 関係法規

警備業務は、宮崎県庁舎等管理規則(昭和35年宮崎県規則第29号)及び各庁舎について定められている防火、防災等に関する規定に基づき実施するものとする。

## 第6条 警備の開始と終了

警備基準時間内において、警備対象が無人の状態となり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置解除の信号を受けたときに警備を終了する。

## 第7条 警備仕様

### 1 警報装置

- (1) 警備対象で発生した異常事態を、管制センターへ自動的に通報する。
- (2) 最終退館口に設置する警報器の作動に関し、遅延時間を設定する。
- (3) 本件警備に必要な適合機器の設置及び種類・数量は、末尾添付の警報装置等設置図面による。

### 2 管制センター

警報受信装置を常時監視するとともに、機動隊との連絡を保持する。

### 3 機動隊

管制センターと連絡を保持し、警備対象の異常事態に備える。

## 第8条 警備開始時における取り扱い

### 1 甲における取り扱い

- (1) 甲の最終退館者は、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、確認ランプで各警報機器の正常な状態を確認する。
- (2) 最終退館者は、屋内に設置した操作器の電源及び回路を確認し、ON(警戒)の状態に操作し退庁する。

### 2 乙における取り扱い

管制センターは、甲の最終退館者の操作器の操作により自動的に表示されるON(警戒)の信号を確認し、警備を開始する。

## 第9条 警備終了時における取り扱い

### 1 甲における取り扱い

甲の最初の入館者は、入館後に必ず屋内に設置した操作器を、所定時間内にOFF（警戒解除）の状態に操作する。

### 2 乙における取り扱い

管制センターは、甲の最初の入館者の操作器の操作により自動的に表示されるOFF（警戒解除）の信号を確認し、警備を終了する。

## 第10条 警備実施時間中における甲の臨時入館

原則として入館してはならない。ただし、真にやむを得ない場合のみ次の要領により行う。

1 甲の臨時入館者は、入館後に必ず屋内に設置した操作器を、所定時間内に確実にOFFの状態に操作し、以降甲の責任において処理するものとする。

2 甲の臨時入館中の警備は、甲の責任において実施する。

## 第11条 異常事態発生時における乙の処置

1 警報受信装置により、甲の警備対象に異常事態が発生したことを感知したとき、乙は機動隊を速やかに急行せしめ、異常事態を確認するとともに、事態の拡大防止にあたる。

2 警備対象に到着した機動隊は、異常事態を確認後、管制センターへその状態を連絡し、必要に応じて関係先へ連絡する。

3 あらかじめ定められた甲の責任者又は緊急連絡者へ連絡する。

## 第12条 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話若しくは口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告する。

## 第13条 鍵の預託

警備実施に必要な鍵（磁気カードを含む）は、甲・乙相互に預託し、預託された鍵（磁気カードを含む）は、それぞれ厳重に取り扱い保管する。

## 第14条 警備装置の保守点検

甲に設置された警報装置の機能については、乙は適宜保守点検を行う。

## 第15条 緊急連絡者の指定

1 甲は、あらかじめ機械警備緊急連絡者名簿（別記様式）により緊急連絡者を指定し、その名簿を乙に交付する。

2 上記緊急連絡者に変更あるときは、遅滞なくその都度、変更した名簿を乙に交付する。

## 第16条 その他

警備実施上、この警備計画に定めのない事項について、必要あるときに限り、甲乙協議し、本計画に付加条項文書を添付する。

# 宮崎県水産試験場内水面支場庁舎機械警備業務委託仕様書

この仕様書は、契約担当者（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とが締結した委託契約に基づき、受託者が履行しなければならない業務等について必要な事項を定める。

## 1 警備の目的

県庁舎等の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒し、防止することにより、財産の保全と人身の安全を図り、業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

## 2 業務の種類

### (1) 宮崎県水産試験場内水面支場庁舎機械警備業務

## 3 業務の対象施設及び範囲

対象となる物件の表示（別紙図面参照）

庁舎名等	所在地	建物延床面積
宮崎県水産試験場内水面支場庁舎 （本館、飼育棟、展示水槽、養成池）	小林市南西方字出之山1091	839.52㎡

## 4 委託業務の実施

乙は、委託業務の実施に当たり、次に掲げる事項について遵守すること。

- (1) 警備業法、消防法、労働安全衛生法、宮崎県庁舎等管理規則、その他関係法令を遵守し、誠実、迅速かつ効率的に行うこと。
- (2) 委託業務の実施に際しては、甲と緊密な連携を保持して、常に適正な業務を行うこと。

## 5 委託業務の内容

宮崎県水産試験場内水面支場庁舎機械警備業務

- (1) 防犯監視（本館、飼育棟、展示水槽、養成池）
- (2) 火災監視（自動火災報知器未設置のため、火災センサーの設置が必要）
- (3) 設備監視（停電異常、チョウザメ熱交換施設「チラー」の異常）

## 6 使用回線

I S D N回線（断線監視機能付）

## 7 委託業務の実施時間

委託業務の実施時間は、次のとおりとする。

ア 庁舎の警備業務

毎日午後5時15分から翌日午前8時30分までとする。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「県の休日」という。）にあっては午前8時30分から当該日の翌日午前8時30分までとする。

## 8 警備状況等報告書の提出

乙は、異常時の処理結果について速やかに報告するものとし、当月の警備業務の結果報告書を甲に提出しなければならない。

## 9 事故発生時の措置

- (1) 乙は、委託業務につき事故が発生し、又は発生するおそれのあるときは、これに対する措置を講じなければならない。
- (2) 不法侵入、挙動不審者等の緊急事態が発生した場合においては、速やかに警察署に通報するとともに受託者本社に応援を依頼しなければならない。また、速やかに甲の示した緊急連絡体制表に基づいて関係者に連絡しなければならない。
- (3) 火災を発見した時は、消防署に直ちに通報し、受託者本社に応援を依頼し、消防車到着まで県職員等の協力を得て初期消火、負傷者の救護、避難誘導等の必要な措置を行うとともに、速やかに甲の示した緊急連絡体制表に基づいて関係者に連絡しなければならない。

## 10 費用の負担区分

- (1) 委託業務の処理に要する通信費用（警備機器の信号送出に係る通話料金）及び電気は甲が負担するものとするが、乙はその使用については節約に努め、事故等の発生を防止するよう努めなければならない。
- (2) 機器の設置及び契約期間が終了した場合、もしくは甲の事由により本契約が途中終了した場合の、警報機器等の撤去費用は乙の負担とする。

## 11 留意事項

- (1) 業務の実施中において、宮崎県水産試験場内水面支場庁舎等に破損、汚損又は故障を発見したとき及び庁舎管理上支障が生じる恐れのある状況を発見した場合は、速やかに甲に報告書により報告するとともに、その対応について協議すること。
- (2) 乙は業務遂行上に知り得た秘密事項を、一切他に漏らしてはならない。

## 12 警備実施計画書等の提出

乙は、業務の実施に当たり、下記の書類を甲へ提出し、甲の確認を得るものとする。

- (1) 緊急連絡体制表  
乙は、緊急時の措置に必要な緊急連絡体制表を作成し提出すること。
- (2) 警備業法に基づく次の書類  
宮崎県公安委員会の認定証及び営業所届（警備業法第4条及び第5条）の写し

## 13 その他

委託業務の状況に応じ、この仕様書に記載されていない事項で、庁舎管理上必要と認められる事項がある場合は、甲、乙協議のうえ実施について決定するものとし、軽微な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。